決裁	委員長	職務代理	委　員	委　員	7杉選第438号 議事録案です。 訂正があれば、指摘をお願いします。 確定した内容は、区公式HPへ掲載します。

令和８年第４回選挙管理委員会定例会会議録

開催日時	令和８年１月25日（日）　午前10時00分から　午前11時10分まで			
出席者	委　員	与島委員長、小井委員長職務代理、島田委員、今井委員		
	事務局	石田局長、井澤次長、小川選挙法規担当係長		
開催場所		選挙管理委員会室	傍聴人	無

会議の結果及び主な発言	議　案　等		結果
	議案第６号	衆議院議員選挙執行計画について	決定
	議案第７号	衆議院議員選挙ポスター掲示場の告示について	決定
	議案第８号	衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投・開票所秩序方針について	決定
	議案第９号	衆議院議員選挙における違反文書図画の取扱いについて	決定
	報告事項4－1	ポスター掲示場の総数の減少について（通知）	了承
	報告事項4－2	衆議院議員選挙（東京都第８区）立候補届出受付事務の概要について	了承
	その他		―

委員長	これから令和８年第４回の定例会を開催します。
	＜衆議院議員選挙執行計画について＞
委員長	議案第６号について事務局から説明をお願いします。
次長	議案第６号の衆議院議員選挙執行計画について、事務局から説明をいたします。令和８年執行の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査を、東京都選挙管理委員会策定の執行計画に加えて、杉並区での計画に基づき執行いたします。東京都からの執行計画を受けまして、杉並区の執行計画を作成しました。 まず、ポスター掲示場の設置数529か所です。東京都第８区で412、27区が117か所の設置をいたします。公示日の令和８年１月27日から、候補者がポスターに掲示するよう設置をしています。 次に選挙公報の配布です。各世帯に２月２日月曜日から５日の木曜日の予定で配布をします。また配布とは別に補完措置として、区の施設の窓口、JR、私鉄、地下鉄各駅のスタンド、郵便局の窓口等にも配置します。 次に、氏名等掲示の掲載順序を決めるくじを行う日時及び場所についてで

	す。東京都８区27区とも日時、令和８年１月27日火曜日の午後５時から選挙管理委員会室で行います。 　次に投票区数です。全部で67か所となり、内訳としては、８区で52か所、27区で15か所となっております。なお第35投票区は東京都第８区における指定投票所及び指定在外選挙投票区となります。また、第15投票区は、東京都第27区における、指定投票区及び指定在外選挙区投票となります。 　次に投票の順序等です。まず衆議院小選挙区選出議員選挙を行い、次に比例代表選出選挙及び最高裁判所国民審査を行うことになります。投票の用紙の交付につきましては、比例代表選出と最高裁判所国民審査の投票は、同時に交付をします。 　次に期日前投票所・不在者投票の各施設の案内です。各施設は御覧のとおりですが、27 投票区につきましては、杉並区役所本庁舎と永福和泉地域区民センター、和田区民集会所、コミュニティーふらっと方南、社会教育センターが27区の投票所となります。なお杉並区役所と永福和泉地域区民センターは、８区と27区、同じ施設で両方の投票所を設けております。期間としては、区役所が公示日の翌日、令和８年１月28日水曜日から２月７日土曜日までが期日前投票期間となります。その他の施設では、令和８年２月１日日曜日から２月７日土曜日までになります。いずれも、午前８時半から午後８時までとなります。なお、最高裁判所国民審査の期日前投票の期間が令和８年２月１日、日曜日から２月７日土曜日までになります。これは、国民審査法の条文に基づき、期日前投票所における、国民審査の期間が、投票日の７日前からという規定がありますので、期日前投票期間がずれています。投票箱の送致及び受領は２月７日、期日前投票終了後に、投票管理者が投票箱を選挙管理委員会（荻窪体育館）に送致して、委員会はそれを受領することとなります。
選挙法規 担当係長	開票事務については、開票開始日時が、令和８年２月８日日曜日、東京都第８区及び27区ともに午後８時半から開始予定です。開票場所につきましては、第８区が荻窪体育館、第27区が、高円寺体育館、開票管理者及び同職務代理者につきましては、第８区が与島委員長、職務代理が、島田委員。第８区は、開票事務とあわせて、選挙会を行いますので、選挙長与島委員長と同職務代理者の島田委員が、開票管理者及び同職務代理者を兼ねる形になります。第 27区については、開票管理者が、今井委員。同職務代理者が小井委員にさせていただきたいと思います。開票の順序は、衆議院議員選挙小選挙区選出、比例代表選出、また、最高裁判所裁判官国民審査の開票を同時並行で行う予定です。 　開票立会人については、２月５日木曜日、午後５時までに、杉並区選挙管理委員会事務局に届出を頂くようになっています。届出をした開票立会人について、選任のくじを行う日時及び場所は、２月５日木曜日、午後５時以降、委員会室でくじを行う予定です。決定の手続につきましては、記載のとおりです。 　次に、選挙会について、東京都第８区選出の衆議院議員選挙におきましては開票事務とあわせて選挙会を行う予定です。場所は開票事務と同様です。 　小選挙区東京都第 8 区においては、選挙立会人の届出を頂くようになっています。内容としては、開票立会人と同様で、届出の期限、届出先及び選任のくじを行う日時、場所については、開票立会人の内容と同様です。 　続きまして告示事項として選挙長の選任については、杉並区で告示を行いますので、杉並区役所の掲示板への掲示をもって行う予定です。

次長	その他として、選挙の規模について、前回選挙と今回の選挙の選挙人名簿登録者数、投票区数の比較を載せております。選挙人名簿登録者数が、前回よりも若干増えるという想定であります。 投票区数、ポスター掲示場数、期日前投票所数も変更はありません。 続きまして、衆議院議員選挙の主な事務日程表を記載しています。 1月26日が選挙人名簿の登録準備登録日となります。27日の公示日は各種の告示を行います。28日水曜日から期日前投票が開始しますが31日までは本庁舎のみとなります。29 日木曜日から、個人演説会の公営施設の利用が開始されます。また2月1日の日曜日から、出先の期日前投票所が開設されて投票が開始されます。2月2日に、選挙のお知らせの配送が開始され、2月4日までに終了するように予定は組んでますが、郵便局の事情もありますので遅れる場合もあるかもしれません。選挙公報の配布開始も2月2日からになります。2月 4 日水曜日、郵便等による不在者投票、在外投票の請求の期限になり、5日が選挙・開票立会人の届出の期限とあわせて、同選任のくじとなります。 選挙公報の各戸配布は、2月の5日までに配布という計画をとっておりますが、ホームページ上には2月6日までという記述を入れてます。2月7日が期日前投票の最終日になります。2月8日が投開票日になります。 2月10日火曜日に、東京都第27区中野区で、当選人の告知告示が行われます。3月10日に選挙の効力に関する訴訟提起期限となり、3月12日が当選無効に関する訴訟提起期限となります。 続きまして最高裁判所裁判官国民審査になります。まず、裁判官の氏名の掲示について、審査に付される裁判官の氏名及び告示番号を区ホームページに掲載いたします。また審査に付される裁判官の氏名等は、2月1日から2月8日まで、1投票区につき1か所で行います。審査公報の配布については衆議院議員選挙の選挙公報とあわせて配布いたします。 続きまして、期日前投票・不在者投票です。令和8年2月1日の日曜日から、2月7日土曜日の午前8時半から午後8時までが、国民審査の期日前投票の受付期間となります。 啓発事業については、後ほど御説明いたします。 速報体制では、立候補届出状況資料の提供として、衆議院議員選挙（東京都第8区）における立候補届出情報を公示日に報道機関に提供いたします。 投票速報として、8区、27区とも、投票状況は、午前8時を1回目の中間発表として、以後1時間ごとに中間速報として発表いたします。午後8時の最終確定投票結果は、確定次第発表することになります。 開票速報については、8区27区とも、午後9時半、第1回の中間発表として、以後30分ごとに中間速報を発表いたします。ただし開票率は90%を超えた時点で、最終確定まで発表は行わないものとします。衆議院比例代表の開票状況につきましては、午後10時15分を第1回目として、以後、1時間ごとに中間速報を発表いたします。ただしこちらも開票率は 90%を超えた時点以降は最終確定まで発表は行いません。 最高裁判所裁判官国民審査の開票状況については、最終確定のみ発表いたします。 続きまして、啓発事業を説明いたします。今回の啓発としては、広報事業として広報すぎなみ 2 月 1 日号に、投票に関する呼びかけ等の記事を広報紙に掲載をいたします。ホームページでは、トップページ選挙特集を組み、選挙の周知・投票日の案内を掲載します。また携帯電話等のモバイル版としても文字情報を掲載します。続いて区公式の SNS、X、LINE アカウント等にも選挙の周

	知等を案内します。また、庁内放送により来庁者の方に、投票日・期日前投票の周知を行います。また、区内商店街の放送設備を利用して選挙の PR を行います。 次に、コンビニのレジ画面に選挙啓発用に作成した画像をコンビニ画面に表示し、投票日を周知します。こちらは 2 月 2 日から 8 日、ミニストップ、ローソン、ファミリーマートの店舗で行います。 次にデジタルサイネージについて、区役所本庁舎 1 階・2 階と久我山駅のデジタルサイネージで選挙啓発画像の放映を行います。1 月 27 から 2 月 8 日まで実施します。 続いて掲示物として、のぼり旗を区役所、出先施設に掲出して選挙の PR を行います。また庁用車両に選挙 PR のマグネットパネルを掲出します。 また柱巻きサインを、区役所本庁舎西棟の出入口のところに掲出します。 西武新宿線上井草駅のガンダム像に、選挙啓発のたすきをかけて PR をしていきます。以上が啓発活動になります。 今回の衆議院議員選挙および最高裁判所裁判官国民審査の執行計画案をお示ししました。以上になります。
次長	続きまして議案 7 号ポスター掲示場設置場所の告示になります。 令和 8 年 2 月 8 日執行の衆議院議員選挙につきまして、公職選挙法 144 条 2 第 1 項の規定に基づき設置を行い、同法 144 条 2 項第 4 項の規定によりポスター掲示場の設置場所を別紙のとおり告示します。設置総数が 529 か所で、東京都第 27 区が 117 か所、東京都第 8 区は 412 か所となっております。設置個所は一覧のとおりになります。
委員長	第 6 号で、ポスター掲示場の設置から、投票所、開票所について、そして合わせて、第 7 号では、具体的に、掲示場の場所についても御説明頂いたんですが、皆さんから何か御質問等ございましたらお願いいたします。
今井委員	裁判官の国民審査と、衆議院議員選挙の期日前投票の時期が若干ずれて、区役所のみですが、それに関しては、仮に 28 日、29 日に区役所で投票した場合、国民審査は、また別の日にという案内をするということですか。
局長	区役所では、28 日から 31 日までは衆議院選挙の投票しか交付できませんので、入り口のところに国民審査の投票は 2 月 1 日からという掲示をして、御案内をする予定です。投票用紙の請求書には、あらかじめ国民審査のところは消して、衆議院議員選挙だけ投票していただくよう案内になります。
今井委員	人によっては 2 回投票する可能性があるので、そこは気をつけないといけない点ですね。
局長	28 日から 31 日までに投票した人は、パソコンで電子化された名簿なので、投票した人にはチェックがかかりますので、2 月 1 日以降来たときには、衆議院議員選挙は投票済なので、国民審査しかできないという確認ができます。
今井委員	それを間違うと大問題になるので、そこだけは、担当の係員にはきちんと説明をお願いしたいと思いました。
委員長	第 6 号、第 7 号については了承ということでよろしいでしょうか。それでは議案第 8 号について御説明願います
選挙法規担当係長	議案第 8 号の資料を御覧頂ければと思います。こちらは、衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投・開票所秩序保持方針について定めるものです。根拠法令等は記載のとおりです。今回、諮り頂くのは、秩序保持方針案になります。こちらは昨年実施いたしました、都議会議員選挙及び参議院議員選挙の際にも、お諮りした内容と変更点等はございません。構成の内容としてはまず 1 点目として、全体に関する事項で、秩序保持の義務及び、撮影録

	音についての定めを設けてございます。 2点目として選挙人に関する事項、こちらも守っていただきたい内容としまして①撮影録音についての記載、②選挙公報の取扱いについて、③ペット等の取扱いについて、選挙人の皆様に遵守頂きたい事項をまとめています。 3点目として、選挙立会人及び開票立会人に関する事項をまとめています。こちらも昨年実施した選挙と同様、スマートフォン等の取扱いとか、立会人の職務が終了するまで、原則外部との連絡をしないこと、等々守っていただきたい事項を定めている内容です。 4点目は、開票参観に関する事項、こちらは開票の事務の様子を参観にいらした方に対して、遵守頂きたい事項をまとめたものです。こちらも内容としては、昨年執行した都議会議員選挙及び参議院選挙と同様でございます。最後に、秩序保持のための処分等ですが、1から4に定めました、遵守事項に違反するような行為等が見られた場合に、当該行為を中止するよう、投票所及び開票所の管理者・選挙長が中止するよう命じることができる規定がされています。その命令に従わない場合については、警察等への協力要請、処分請求を行う規定が公選法に定められておりますので、万が一秩序保持に関する、違反行為等が生じた場合については、警察へ処分請求を行うようになります。説明は以上でございます。
委員長	ただいまの御説明の議案第8号について、御意見御質問等ございましたらお願いいたします。よろしいですか。それでは、議案第8号について了承いたします。議案第9号をお願いいたします。
選挙法規担当係長	議案第9号、衆議院議員選挙における違反文書図画の取扱いについて資料を御覧ください。衆議院議員選挙における、選挙運動期間及び投票日当日における違反文書図画について取扱いを定めるものです。 対象となるポスターは、1、(1)から(3)に定める、公選法147条、201条の11、201条の14、に該当するポスターが対象となるポスターになります。取扱内容としても、現行どおり、警察から該当するポスター現場確認を頂いた後、これに基づいて、撤去命令の手続を行う等の取扱いを予定しています。 投票日当日については、投票所となる区の施設、また会場としてお借りしている上荻会館、グランドメゾン杉並シーズン、イマジナス、並びに、投票所周辺に設置されている、東京電力、NTT管轄の電柱、フェンス等につきましては、管理権撤去について依頼をさせていただく予定です。関係各所に通知する通知文について、参考資料として、杉並区長あて、また教育委員会の教育長あて、あとは投票所としてお借りする、上荻親和会の会長様、グランドメゾン杉並シーズンの管理組合、理事会の理事長様、イマジナスの代表者様、東京電力、NTTの管理会社様あてに送付する通知文を添付させていただきました。説明は以上です。
委員長	この取扱いについて、皆さんから、御意見御質問等ございましたらお願いいたします
今井委員	公選法147条、201条の11、201条の14、に該当するポスターと言ってますが、管理権撤去のところは、立札看板っていう文字が入っているが、これは、公職選挙法に基づいた立札・看板も含めたことを街頭ポスターと言ってるのですか。
選挙法規担当係長	投票日における、ポスター等については、管理権撤去を施設側の権限に基づいて、当日撤去の対応をしていただくように依頼をする内容です。一部選挙運動期間中、公示日から選挙日、前日までの間の、政治活動同様ポスターであっ

	たり、立札や看板などか設置されてるものの取扱いについても、一部含まれてる条文になっていますので、そちらについては、区のほうに御一報頂くとして、警察署と連携をして、状況によっては管理権撤去ということではなく撤去命令、もしくは、基本的には、陣営にまずは一報をいれて、自主的に撤去頂くような取扱いをさせていただくことで、ポスター以外の立札であったり、看板も含めた対象物というところで、通知となっております。
委員長	それでは議案第9号について、了承いたします。それでは報告事項について御説明願います。
局長	報告事項4−1については、先ほど議案でも出てきましたが、東京都選挙管理委員長から減数協議について、同意ということで、21 日付で、発信されたものとなっております。これを受けて告示をするとこになります。
委員長	よろしいでしょうか。それでは報告事項4−2について報告願います。
選挙法規担当係長	立候補届出受付事務の概要の資料を御覧頂ければと思います。こちらは衆議院議員選挙の東京都第 8 区における立候補届出受付事務の概要を記したものです。 受付日時は、公示日の1月 27 日火曜日、午前8時半から午後5時まで予定しております、仮受付を、開始する関係で午前8時から入り口を開場し、仮受付の開始する予定です。届出受付場所は、杉並区役所西棟6階、第5、第6会議室で、個人演説会の受付については、中棟6階第4会議室で実施する予定です。8 時半から受付を開始しまして、おおむね 1 時間程度で終了する予定です。午前9時半頃から、会場規模を縮小いたしまして、選挙管理委員会室へ、移す予定です。 また、選挙長及び、選挙長職務代理につきましては、記載のとおりです。 委員の皆様におかれましては、午前7時 45 分までに、委員会室にお越し頂き、受付会場のほうへの移動をお願いします。 選挙長から、御挨拶をちょうだいしまして、8時から仮受付の開始となります。第5第6会議室で、8時半の受付開始までの間、待機を頂き、8時半から届出を開始し、届出の事務が終了するまでの間、受付けの状況を見ていただければと考えています。受付自体は、午後 5 時に届出の受付が終了し、そのあと、届出頂いた方の氏名等掲示の掲載順序の定めるくじを実施しますので、午後5時に、委員会室にお集まり頂き、臨時会で氏名等掲示の掲載順序のくじを実施の予定です。
委員長	この報告4−2について、何かお伺いすることあればお願いいたします。
今井委員	事前審査を都選管でやると思うが、この報告は来ておりませんか。
選挙法規担当係長	まず、届出に係る書類を渡した相手方というのが、1月 21 日時点での情報しか来ていませんが、東京第8区については、3名の方に渡したと聞いています。そのあと、随時渡しているとは思いますが、追加情報はこの間、聞いていないです。
今井委員	東京第 27 区の情報は聞いていますか。
選挙法規担当係長	東京第 27 区も、都選管レベルで聞いてる話ですけども、前回同様、3から4名ぐらいではないかというところで、まだ 27 区の事前審査が終了してる方の情報は、まだ聞いてないです。

委員長	よろしいですか。4−2 についても了承したいと思います。それでは議案報告については終了し、その他。定例会等の日程についてお願いいたします。
局長	（議題書に沿って、今後の日程を確認）
委員長	その他についても了解いたしました。質問はありますか。無いようでしたら、第４回の定例会を終了します。

	局　長	次　長	主　査	作成者	第４回定例会　令和８年１月 25 日
回議					会議録（案）を回議します。訂正があれば、指摘願います。 確定後は区公式 HP へ掲載します。